

「特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（案）」及び
「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第2条第1項 第1号	<p>(意見)</p> <p>「例えば、(中略)類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、(中略)原則どおり、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする」との記載は、この場合、過去に反復して実施している類似する事務について既に行われている保護評価の内容を活用すれば、速やかに保護評価を実施することが可能とも考えられることから、事前に保護評価を実施すべきという考え方を示したものという解釈でよいか。</p> <p>上記の解釈に誤りが無い場合、既に個人番号利用事務として定着していない事務を実施する場合は、事後評価を実施してよいとの理解でよいか。一見、既に個人番号利用事務として定着していない事務を実施するの方が、より慎重に特定個人情報ファイルを保有するべきであり、事前の保護評価の要請は強いものとも考えられるが、この点についてはどのように理解すればよいか。</p> <p>上記の解釈は誤解であり、既に個人番号利用事務として定着していない事務を実施する場合は「当然」事前評価をすべきであり、定着している事務「であっても」事前評価をすべきという考え方を示したものであることであれば、次の段落で「事前評価が困難である場合」として事後評価が許容される場合とは、どのような場面が当てはまるのか示されたい。</p> <p>以上、現行の表現では解釈に不明な点があるため、表現がより明確になるよう見直されるか、事務の内容をより具体的に例示されてはいかかが。</p> <p>(理由) 解釈の明確化のため。</p> <p style="text-align: right;">【東京都総務部情報公開課】</p>	<p>○ 指針第6の1、第6の2(2)の規定に基づき、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に行うことが原則とされておりますが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)第9条第2項においては、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合等は、その緊急性に鑑み、特定個人情報ファイルを保有した後等、速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとしております。</p> <p>○ 御理解のとおり、今回の改正では、「事務の緊急性」に加えて、「事務の定着度」も考慮し、既に個人番号利用事務等として定着している事務については、過去に特定個人情報保護評価を実施した実績があり、「特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である」とはいえないことから、特定個人情報保護評価制度の趣旨又は目的を踏まえ、当該特定個人情報ファイルの保有等に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり事前評価を実施するものとしております。</p> <p>○ 個人番号利用事務等として定着していない事務を実施する場合は、これまでどおり、事務の緊急性や、事前評価の困難度も踏まえ、規則第9条第2項の適用可否を判断することとなります。</p> <p>○ なお、改正指針の公布後、特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日個人情報保護委員会：令和5年4月1日最終改正)を改訂し、この中で上記の解釈や具体的な事例についても示す予定としております。</p>
2		<p>1. 番号法第27条第2項は、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」としています。</p> <p>「個人情報に関する技術の進歩及び国際的動向」について、委員会</p>	<p>1. 個人情報の保護に関する国際的動向については、諸外国におけるPIA(Privacy Impact Assessment)の効率化の動向に関する調査を実施し、当該調査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国のPIA制度においては、日本よりもリスク評価のプロセスが簡単であることから、自動化・効率化のニーズがあまりな

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>における検討状況を教えてください。</p> <p>2. 令和4年度予算において、特定個人情報保護評価指針の再検討調査経費 28,889千円が計上されています。個人情報保護分野ではこのような調査報告書を公表していますが、こちらの調査結果は公表しないのでしょうか。 また、この調査結果の概要と今回の指針見直しへの反映状況について教えてください。</p> <p>3. 改正内容全般について賛成します。個別に質問・意見があります。「イ 保護評価規則第9条第2項の規定の適用及び実施時期の明確化」について、この3年間の間に、おそらく新型コロナウイルスのワクチン接種記録システムなど、緊急の行政課題への対応があり、その中で問題意識が生じたものと思われまますので、改正の背景についてお聞きします。 具体的に規則第9条第2項の適用があった事務はどのような事務が</p>	<p>いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I A ツールについて、他国の制度においては、視覚的にわかりやすいものとなるよう工夫していること <p>等が示されました。これを踏まえ、指針の改正事項ではありませんが、保護評価書の様式について、より使いやすいものとなるよう文字数制限の引上げ等の記入欄に係る仕様の改善を行うとともに、記載要領や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）等の内容を様式内に記載するなどのシステム改修を実施することとしております。</p> <p>また、個人情報の保護に関する技術の進歩については、近年の漏えい等事案を分析し、漏えいした特定個人情報の本人の数が少数であっても、システムに起因する漏えいなど、国民の不安を招く事案があったことを踏まえ、少人数の漏えい等事案についても重大事故に該当するものとするため、重大事故に係る定義規定の改正を行っております。</p> <p>2. 御指摘の委託調査は、公表することを前提としていないこと、また、その内容には有識者の方の意見等も含まれていることも踏まえ、公表を行っていないものです。</p> <p>1. の内容と重複しますが、調査結果報告書においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の P I A 制度においては、日本よりもリスク評価のプロセスが簡単であることから、自動化・効率化のニーズがあまりないこと ・ P I A ツールについて、他国の制度においては、視覚的にわかりやすいものとなるよう工夫していること <p>等が示されており、これを踏まえ、指針の改正事項ではありませんが、保護評価書の様式について、より使いやすいものとなるよう記入欄に係る仕様の改善を行うとともに、記載要領や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）等の内容を様式内に記載するなどのシステム改修を実施することとしております。</p> <p>3. 当委員会において把握している限りの情報となりますが、規則第9条第2項の適用があった事務は、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務や、特定公的給付の支給事務等の事務です。同項を適用した評価主体の数と事務の件数は、令和3年度の事務については、「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について（令和4年10月）」4ページ、令和4年度の事務については、</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あったのでしょうか。</p> <p>また、委員会で把握している限りで構いませんので、規則第9条第2項を適用した評価主体の数と事務の件数を教えてください。</p> <p>次に、規則第9条第2項を適用した後、令和5年12月末時点で未だに事後に保護評価を実施していない評価主体や事務があれば件数を教えてください。</p> <p>最後に、未だに評価を実施していない評価主体に対しては、例えば、番号法第21条第2項第2号や第28条第6項に抵触する可能性があると思いますが、委員会としてどのような監督を行っているか教えてください。</p> <p>「ウ 基礎項目評価の実効性強化及び人為的ミスが発生するリスクへの対策」について、従前以上に基礎項目評価書の重要性が高まっているように感じられます。一方で、法律上の特定個人情報保護評価は、全項目評価を行う保護評価を指すので、重点評価項目や基礎項目評価については、先ほどの番号法第21条第2項第2号や第28条第6項の規律が適用されないと思います。全項目評価から除かれる特定個人情報ファイルの保護評価として重点項目評価や基礎項目評価を位置付けるのではなく、正面から法律に重点項目評価や基礎項目評価を位置付けることを検討してみてもはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について（令和5年11月1日）」5ページに記載をしております。</p> <p>また、同項を適用した事務の事後評価の実施状況について、令和3年度の事務については、各評価実施機関から全て実施済みである旨確認しています。令和4年度の事務については、「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について（令和5年11月1日）」5ページにおいて、令和4年3月末時点で未実施の件数を公表しており、現在、評価実施機関に対し、継続的な確認を行っている状況ですので、一定の確認が終わりましたら、然るべきタイミングで公表させていただきます。</p> <p>令和5年度の事務については、来年度以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の3第2項等に基づく「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告」の中で、評価主体の数、事務の件数及び保護評価の実施状況の確認を実施する予定です。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について（令和4年10月）」： https://www.ppc.go.jp/news/press/2022/221019/ ・「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について（令和5年11月1日）」： https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/231101/ <p>本意見募集は、規則及び指針の改正案の内容に関するもので、こちらの御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見として承ります。</p>

※ 上記意見のほか、改正案の内容とは関係がないと考えられる御意見が3件ありました。御意見ありがとうございました。